

監査事務所等モニタリング基本方針

— 監査の実効性の更なる向上を目指して —

公認会計士・監査審査会
令和元年5月17日

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月の発足以来5期15年にわたり、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

審査会第6期（平成31年4月～令和4年3月）においては、以下に示す監査事務所（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ）等の現状やモニタリングの視点及び目的等を踏まえた監査事務所に係るモニタリング¹を実施し、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

【監査事務所等の現状】

監査事務所の現状をみると、平成29年3月の「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」²公表以降、大手監査法人³を中心にガバナンス態勢の再構築や監査ポートフォリオの見直し、人材の確保・育成等が進められているほか、監査ツールのIT化・高度化が進展している。

一方で大手監査法人以外の監査事務所においては、合併等で業容を拡大させているものもみられるが、そのガバナンス態勢や品質管理態勢の整備は十分なものとはいえず、一部の中小規模監査事務所においては旧態依然とした業務運

¹ モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に関する業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

² 平成29年3月31日に金融庁より公表。組織としての監査の品質に向けた5つの原則と、それを適切に履行するための指針から構成されている。

³ 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

- ・大手監査法人：概ね100社以上の上場被監査会社を有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上所属する監査法人をいう。本基本方針では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。4大監査法人ともいう。
- ・準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人をいう。本基本方針では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。
- ・中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

営を行っているものもみられる。また、海外においては、4大グローバルネットワーク⁴に所属する外国監査法人の不適切な業務に対応した外国監査監督当局等の動きもみられている。

被監査会社の現状をみると、高水準の M&A、海外への積極的な進出など事業の多角化やグローバル化が進んでいる一方、最近の海外経済の不確実性の高まりなど、経済環境に不安定な状況がみられている。また、近時の監査役等の権限強化やコーポレートガバナンス・コードの導入等により企業のガバナンス態勢の強化が進められているものの、依然として国内外において不正事案がみられている。

【モニタリングの視点】

審査会は、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた一層効果的なモニタリングを実施する。そして、モニタリングを通じて監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を継続的に促すことで、資本市場における監査の信頼性の確保を図っていくこととする。

また、審査会は、モニタリングにより把握した有益な情報について、金融庁関係部局、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）、会計監査に係る業界団体等（以下「関係先」という。）と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供する。

さらに、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）⁵や外国監査監督当局とも連携し、情報を共有する一方、当該連携により得られた会計監査をめぐる国際的な議論やグローバルネットワークに関する動向等について、必要に応じ審査会のモニタリングに反映させることとする。

【モニタリングの目的及びその達成のための基本的な考え方】

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするものではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所及び外国監査法人等⁶の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

審査会は、このような目的を達成するため、業務の適正な運営の確保を図る主体が監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行う。

⁴ 世界的に展開する会計事務所ネットワークのうち、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers の4つのグローバルネットワークを指す。

⁵ 平成 18 年に設立された、監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、平成 29 年 4 月以降事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることを目的としている。平成 31 年 4 月末時点で我が国を含む 55 か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

⁶ 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者。

また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を発揮しているか、被監査会社の事業上のリスクを常に注視して監査上のリスクを評価しているかを検証するなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視したモニタリングを行う。

さらに、監査法人のガバナンス・コードを採用している監査事務所において、同コードを踏まえて構築したガバナンス等の経営管理態勢が、当該監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているかについて、継続的にモニタリングを行う。

審査会は、上記を踏まえ、第6期における監査事務所等モニタリング基本方針を以下のとおり定める。また、本基本方針を踏まえ、事務年度（7月から翌年6月まで）ごとの「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定することとする。

1. オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受け、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係先との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報等を収集するとともに、問題意識を共有することとする。さらに、監査事務所の実態やリスクを的確に把握する観点から、このようなオフサイト・モニタリングにより収集した情報等の分析の強化に努める。

具体的には、以下のとおり実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証等

審査会は、協会の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果については意見交換等を通じて協会と共有し、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促しているところである。協会においても、審査会の検証結果等を踏まえて品質管理レビュー態勢の強化・改善を順次進めてきている。このような相互の連携は、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に資するものであるため、品質管理レビューに対する深度ある検証や意見交換等を行うよう努める。

また、審査会はこれまでに、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担について議論を進めており、その結果、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に、一定の対応が図られているところである。

今後も、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、適切な役割分担に係る更なる対応に向けて協会と双方向での議論を進めていくこととする。

(2) 報告徴収

審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用することが重要である。このような考え方から、監査事務所の規模、業務管理態勢、審査会検査及び品質管理レビューの結果等を勘案し、以下のとおり、適時かつ効果的な報告徴収を実施する。

- ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の有効性に資するために、ガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・定性的な情報を定期的に把握し分析する。また、近時進展している監査業務のIT化やサイバーセキュリティ対策についても把握する。
- イ 中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、業務管理態勢や品質管理態勢の状況等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえた情報を収集し分析を行う。また、中小規模監査事務所においてはトップの影響力が特に強いため、監査の品質に対するトップの認識を把握し、必要に応じてヒアリングを実施する。
- ウ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の自主的な改善を促していく。
- エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促すこととする。

(3) 監査事務所との定期的な対話等

審査会は、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を通じて業務運営に係る情報収集を行うほか、監査をめぐる課題、問題意識の共有を図っているところである。経営層は、監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在である。こうした経営層との継続的な対話は、監査事務所自らによる品質管理の向上を促す観点から極めて重要であるため、今後も深度ある対話が行われるよう努める。

なお、監査事務所との対話の際には、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

また、このような監査事務所との定期的な対話だけでなく、関係先との積極的な意見交換や連携にも努める。

2. 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度に応じた、より効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

検査の実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査の実施においては、監査事務所の理解・協力が必要であるため、検査先である監査事務所の意見を適宜聴取する検査モニター⁷を実施し、今後の検査の参考とする。

(1) 検査の実施

ア 大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査⁸を交互に実施する。）。

イ 準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人に比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、定期的に（原則として3年に一度）検査を実施する。

ウ 中小規模監査事務所については、直近の品質管理レビュー結果、監査事務所の業務管理態勢及び上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

エ 上記のほか、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

⁷ 検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、適切な検査の実施を確保するとともに、効率的な検査の実施に資することを目的として、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対象先を訪問するなど、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

⁸ 通常検査は、品質管理レビューの結果を踏まえて、監査事務所における業務管理態勢及び品質管理態勢等について、検証を行う。フォローアップ検査は、原則として、通常検査の翌事務年度に、当該検査での指摘事項等に対する改善状況に範囲を限定して検証を行う。

(2) 検査の着眼及び留意点

- ア 監査事務所の規模は所属員が数人から数千人まで様々であり、また、業務管理態勢も異なるため、監査事務所が整備した品質管理態勢が、自己の規模や業務管理態勢に応じ適切なものとなっているか検証する。
- イ 監査事務所のトップの方針は、監査事務所の組織風土の形成に大きな影響を与える。そのため、トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応を把握し、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等を検証する。
- ウ 監査事務所が、被監査会社を取り巻く経済環境や事業環境を含む事業上のリスクを適切に評価した上で、それに対応し得る監査実施態勢を構築しているか、監査実施者が職業的懐疑心を発揮し監査手続を実施しているかを検証する。
- エ 監査事務所自らが有効な品質管理の改善を継続していくためには、問題点の対症療法的な改善に終始するのではなく、監査事務所の規模や業務管理態勢を踏まえた根本原因の究明が重要である。そのため、監査事務所に対し不備事項を指摘する際にはその内容を的確に伝達し、当該監査事務所における原因分析に資するように留意する。

3. モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上のためには、検査結果を監査事務所に示すだけでなく、モニタリングの成果を報告等の形で広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。審査会は、このような観点から以下の取組を行っているが、更に情報の充実や見直しなどを行うこととする。

- ア 監査事務所に検査結果を通知する際には、指摘内容等が的確に伝達されるとともに、監査事務所を通じて被監査会社の監査役等に当該監査事務所の品質管理の状況や指摘内容等が的確に伝わることを重要である⁹。このため、伝達される内容が被監査会社の監査役等に理解されやすいものとなるよう、検査結果に係る情報を充実させる。
- イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を図表中心に取りまとめた「モニタリングレポート」を平成 28 年から公表している。平成 29 年以降も毎年改訂を加えているところであるが、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努める。

⁹ 監査事務所が検査結果通知書の内容を第三者へ開示する場合は、審査会の事前承諾が必要である。ただし、被監査会社の監査役等に対して、審査会検査における指摘の有無及び検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の内容をそのまま伝達する場合などは、審査会の事前承諾を不要としている。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、監査事務所検査結果事例集として平成 20 年から公表している。平成 21 年以降も最新の事例への入替えなど毎年改訂した上で公表しているが、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容を見直していく。

また、当該事例集を活用した講演・説明会を、全国の協会地域会等で行っているところであるが、このような講演等に加え、市場関係者等に対して積極的に発信することにも努める。

4. 外国監査法人等に対するモニタリング基本方針

(1) 報告徴収及び検査

外国監査法人等に対して、実態把握の観点も含め、必要に応じて報告徴収又は検査を実施する。

ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等である等の場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しない¹⁰。

(2) 外国監査監督当局等との連携

外国監査法人等に対するモニタリングに当たっては、監査監督上の多国間情報交換枠組み (MMOU)¹¹や二国間の情報交換の枠組み (EoL)¹²を活用し、また、外国監査監督当局や国際機関等と密接に連携しながら、円滑かつ効果的な実施に努める。

さらに、IFIAR における議論への積極的な参加を通じて、グローバルネットワークの動向や外国監査監督当局による監査監督手法等を把握する。

¹⁰ 報告徴収及び検査は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(平成 21 年 9 月 14 日公表)及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(平成 22 年 1 月 14 日公表)に従い実施する。

¹¹ 平成 31 年 4 月末時点で、22 か国・地域の監査監督当局が多国間情報交換枠組みに関する覚書に署名している。

¹² 平成 31 年 4 月末時点で、8 か国の監査監督当局との間で書簡交換を実施している。